

保全ニュース 九州

第62号 (2020年6月)

今号の内容

- P1~2 「3つの密」
- P3 梅雨・台風シーズン前
チェック!
- P3 冷房シーズン前に
フィルター交換
- P4 官庁施設の被災情報
伝達要領
- P4 保全担当者からのQ & A

3つの密「換気」について

～施設管理者で取り組めること～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、各公務の場でも取り組みをされていることと存じます。3つの密の一つ「換気の悪い密閉空間」対策について60号61号に引き続き、本号でも施設管理者向けにポイント解説します。

《人事院より各府省あて通知R2.4.6》

「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」にて、換気については以下を参考に取るよう通知されました。

2 (1) 職場内での感染防止行動の徹底 (換気の徹底等)

- ・必要換気量 (一人あたり毎時30m³) を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気 (空気調和設備、機械換気設備) の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。
- ・職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上 (30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。) とすること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

【感染拡大防止の換気ポイント その1】

施設管理者が「建物における現在の換気についての運用状況」を各職員に伝えることも「効果的な換気対策実施の第一歩」です。

公務の職場では、政府実行計画 (環境負荷低減) の観点から、空調運転期間中 (夏場の冷房、冬場の暖房時期) は執務室の扉を閉める習慣が浸透していると想定されます。

また施設管理担当以外の職員の皆さんは

- ・「機械換気をしているので窓を開けなくても良いのか？」
- ・「機械換気をしていない※1ので窓を開けて換気をする必要があるのか」など、「建物の運用状況がわからない」ため「ベストな換気対応が不明」かもしれません。

まずは建物の「換気の状態」を把握し、施設利用者 (職員) に運用方法を伝えましょう



※1 機械換気をしていない：中間期 (冷房・暖房無し) で省エネ対策のため機械換気停止の運用であったり、小規模施設で機械換気設備が無く、元々窓を開けての換気が必要など、建物によって換気の運用状況が異なります。

【感染拡大防止の換気ポイント その2】

建物の空調（空気調和設備）が「家庭用エアコン」や「パッケージ形（業務用エアコン）」の注意点



空調を運転していれば換気もしていると思っていた！



↑スイッチ例
パネルに換気や熱交換の表示がある例です。操作方法はメーカー機器説明書等で確認下さい。

室内の空気を機械に取り込み、室内空気を冷やしたり暖めたりしますが空調を運転していても換気は行っていない場合があります。特に「エアコン」の空調は機械換気設備等で別途換気を行う設備が有るか、確認しましょう。

エアコンの機械換気の種類としては部屋毎に

- ・換気扇から
- ・室内の天井に埋め込まれている「外気処理ユニット（全熱交換器）」を介し「吹出口・吸込口」から

「外気（外から取り入れる空気）」と「室内の空気」を入れ換え（換気）を行っていることが多数です。運転の操作（管理）も中央管理方式ではなく、部屋毎に機械換気設備の運転ON/OFF、強/弱、換気/熱交換を行うスイッチがある場合が多く、スイッチの形状も照明スイッチに似ているものなど様々です。空調機と換気が連動しているのかどうか、連動していない場合だれが換気設備の運転ON/OFFをするのか、決めていますか？



【感染拡大防止の換気ポイント その3】

「窓等による換気」と「機械換気設備」のデメリットを把握し、最適な換気を窓等を開けての換気、機械換気設備のどちらも言えることですが、換気の運用状況、デメリットを把握し、各職場や室内の状況、周囲環境等に合わせ、両方の運用を上手に利用しながら、**確実な換気の実施** = **換気の悪い密閉空間としない**ようご対応の参考として頂けると幸いです。

中間期（春、秋など冷房暖房を行わない時期）

冷房、暖房を行っていない場合、窓等を開けて確実な換気を実施し、感染拡大を防止しましょう。なお、2方向の窓等を開けることが出来ない、花粉時期やPM2.5などの飛来状況、降灰状況も考慮する必要がある等、窓を開けると支障があるため機械換気設備が良い場合もあり、施設環境に合わせた対応が重要です。



梅雨時期（冷房を行わない時期）

冷房、暖房を行っていない場合、窓等を開けて確実な換気を実施しましょう。降雨時など雨水の入り込みが心配される場合など機械換気設備を使用した方が良いでしょう。

なお、梅雨時期の結露がひどい場合、窓等の換気に言えることですが、適切な換気を実施できれば、結露解消も期待出来ます。

空調運転期（夏：冷房時、冬：暖房時）

冷房期、暖房期は窓等を開けての換気は環境負荷増加の原因となる可能性があります。（空調効率が落ち、電気使用量が増え、二酸化炭素排出量が増加）また電気代が高むことが懸念されます。窓等による換気を行う場合、例えば窓等を必要以上に開けっ放しにすることで、冷やされた、または暖められた空気が無駄に流出しないよう、時間を決めて開ける等の留意が重要です。窓を開けて換気を行う場合、空気調和設備、機械換気設備の運転状況を確認し、専門業者と相談して運用することが重要です。 - 2 -

機械換気設備の「吹出口」「吸込口」「フィルター」の清掃を！

吸込口→

汚れていると空気が通らず、十分な換気が出来ません。



吸込口↑物品やポスターで塞いでませんか？空気が通らず十分な換気が出来ません。フィルター清掃も忘れずに。

梅雨・台風シーズン前にチェック！



梅雨・台風シーズンが来る前に、施設管理者として被害発生の恐れがある場所はないか、建物、敷地内の状況を事前に把握しておきましょう。保全ニュース九州54号（P3～5）にチェックリストを掲載していますのでどうぞ活用下さい。

「梅雨期・台風シーズン点検チェックリスト」



http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen/news/hozen_vol54.pdf

施設安全管理の観点から事後チェック（危険な状態になっていないか）という確認も重要です。事前・事後チェックされる際は、くれぐれもチェックされる方の安全第一を確保して実施してください。

なお、台風等により国家機関の建築物等に被害が生じた場合は、整備局の担当部署までご報告をお願いします。（詳しくは本誌P4をご覧ください）



屋上ルーフトレイン周りの詰まり。屋根に降った雨水が排水されない。



雨水ますに泥が溜まって排水不良

排水不良は大雨時に敷地内外冠水の要因



外灯ポールの倒壊。ポール柱脚の錆びは台風時転倒の恐れ。

冷房シーズン前にフィルター交換

ファンコイルユニット形の空気調和設備

省エネルギー & 快適な執務環境の維持

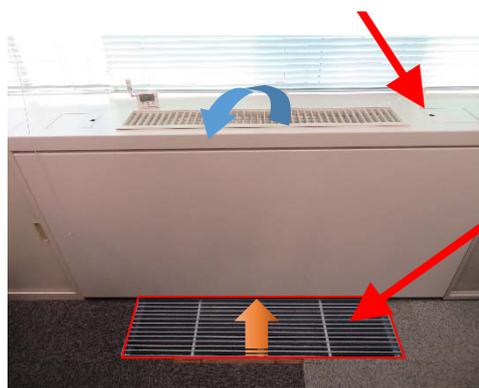


左：汚れたフィルター

右：きれいなフィルター

各吹き出し口毎にON/OFF、風量調整のつまみが有ります。部屋の使用状況、室温等を見ながらこまめに調節可能なことを職員と共有しましょう。

フィルターは、ファンコイルユニット下にあります。



ファンコイルユニット下のがらり部分は空気の取り入れ口です。日頃から物を置かないようにしましょう

「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」について

平成27年7月17日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせにおいて、「災害発生時」に、各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するため「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式（様式1、2、3）」が定められています。下表の災害規模等に応じ「各ブロック官署」は「整備局営繕部計画課、各本省各本庁へ」様式1、2、3を、「各施設」は「ブロック官署、各営繕事務所等（担当県は当頁最下段に記載）へ」様式2、3を報告ください。

国土交通省官庁営繕部HP「官庁施設の被災情報伝達要領等」（様式1、2、3 Excel掲載有り）

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

○災害の種類と規模に応じた、情報伝達を行う対象施設の範囲



報告をお願いします

地震災害		その他の災害
震度5強以上の地域に	震度5弱以下の	被害があった施設
所在する全ての施設	地域に所在する	
A 優先対応施設	B その他施設	
被害の有無	被害の状況	
被害の状況		

A 優先対応施設：災害応急対策活動を実施する施設等（予め設定※1）

B その他施設：上記以外

詳細は地区連絡会議資料（郵送）の資料5-6をご覧ください。郵送資料内に報告伝達ルート図や各報告先のメールアドレスも記載があります。必ずご確認ください。

様式1についてはブロック官署へ営繕部計画課から予め施設情報等を記入し、メール提供済みです。

※1予め設定：ブロック官署と計画課間で協議設定。

ご不明な点がございましたら各報告担当部署までご連絡ください。

保全担当者からのQ&A

初めての施設管理 編



保全に関するご質問、ご相談等は、**公共建築相談窓口**もどうぞご利用下さい



Q 1：専門用語がわからない。

A 1：保全に関する用語集をホームページに掲載しています。



国土交通省九州地方整備局営繕部ホームページ内

「建物の保全」内「言葉の意味（用語集）」

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen_word.html

保全実態調査BIMMS-Nは現在入力期間中。ご報告頂いた施設は必要に応じて照会中です。引き続きよろしく申し上げます。

■公共建築相談窓口

《総合相談》

営繕部計画課TEL 092-476-3535

《福岡・佐賀・長崎県の保全担当》

営繕部保全指導・監督室TEL 092-476-3539

《熊本・大分県の保全担当》

熊本営繕事務所技術課TEL 096-355-6122

〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

《宮崎・鹿児島県の保全担当》

鹿児島営繕事務所技術課TEL 099-222-5188

〒892-0812 鹿児島市浜町2-5-1

■編集事務局

九州地方整備局 営繕部 調整課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486

E-メールアドレス：qsr-tatemono-hozen@mlit.go.jp